

Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する
「指定教員養成大学（フラッグシップ大学）」の
在り方について
(最終報告 案)

令 和 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ

目次

1. 本「最終報告」の性格
2. Society5.0に対応した教員養成を先導する大学の呼称
3. 教員育成の変革を先導する「指定教員養成大学」（仮称）の目的・必要性
4. 「指定教員養成大学」（仮称）の役割
 - (1) 我が国の教員養成を新たな次元へと変革する牽引役
 - (2) 我が国教員養成ネットワークの中核
 - (3) 学校教育の課題解決への寄与、政策提言の機能
5. 「指定教員養成大学」（仮称）の選定等
 - (1) 公募・選定
 - (2) 要件
 - (3) 評価
6. 国（文部科学省）として行うべき条件整備、支援等
 - (1) 制度面・予算面での支援
 - (2) 他大学、教育委員会、学校現場を含む環境の整備

(附属資料)

○概要

○参考

- ①設置紙
- ②委員名簿
- ③審議経過
- ④審議経過の概要

○関連資料集

1 本「最終報告」の性格

本ワーキンググループの名称にある「教員養成のフラッグシップ大学」とは、教育再生実行会議第十一次提言「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」（令和元年5月17日）において、

「国は、今後の社会変革に伴う教育革新の大きな流れを見据え、教師のICT活用指導力の向上、アクティブ・ラーニング、個別最適化をはじめとするSociety5.0に対応した、産業界とも連携し教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）を創設する。フラッグシップ大学は、既存の制度の特例や弾力化も視野に、スタッフやカリキュラムなどの指導体制を検討し、構築する。」

「国は、教員養成を先導するフラッグシップ大学をはじめとした教員養成機関において、AIやIoTなどの技術革新に伴って変化するこれからの社会で活躍することのできる人材を育てるために、STEAM教育や、児童生徒がICTを道具として活用することを前提とした問題発見・解決的な学習活動等についての高い指導力を有する教員の育成を促進する。」

「国は（中略）教員養成を先導するフラッグシップ大学におけるICT活用指導力に関する取組等を通じて、教職課程を持つ大学においてICT活用指導力の向上を実現する充実した教育が行われるよう支援する。」

と提言されたものを指す（注：下線は提言には付されていない）。

本ワーキンググループは、教育再生実行会議での議論を踏まえ、

- ① 「教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）」の在り方（目的、役割、教育研究内容及びこれらを実現するためのガバナンスやマネジメント等）
- ② これに連動した、教員養成に関わる大学全体のシステムの在り方（教員養成に関わる大学教員の養成・採用・研修の検討等）

について具体的かつ専門的見地から検討することを目的として、中央教育審議会初等中等教育分科会の教員養成部会の下に設置された。

本「最終報告」は、上述の教育再生実行会議の提言を受けて文部科学省が公表した「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（令和元年6月25日）も踏まえ、主な論点ごとに基本的な方向性等を整理した中間まとめ（令和元年10月4日）¹に対するパブリックコメント（意見公募）により寄せられた意見等も参考にしながら更に検討を重ね、Society5.0時代に対応した教員養成を先導する大学の役割や要件について取りまとめたものである。

今後、本最終報告に基づき、文部科学省において施策が実行に移され、対象として選定された大学が我が国の教員養成の在り方を変革していく牽引役となることを期待する。

2 Society5.0に対応した教員養成を先導する大学の呼称

「フラッグシップ大学」という用語は、教育再生実行会議の提言や本ワーキンググループの名称にも用いられていることから、今後も愛称的なものとして使用することは考えられるが、正式名称としては、内容をより正確に表すものとして、例えば「指定教員養成大学」（仮称）とすることが考えられる。なお、本名称で使用する「養成」には、現職教員を対象とした研修が含まれるものとする。

3 教員育成の変革を先導する「指定教員養成大学」（仮称）の目的・必要性

AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術の急速な発展に伴い、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わるSociety5.0時代の到来が予想されている。学校教育もこのような社会の変化に対応し、子供たちが予測不能な未来社会を主体的に生き、社会の形成、発展に創造的に参画する力や意欲を育成することが一層求められる。

これに伴い、教師に求められる役割や力も変わってゆく。例えば、

- 社会や生活の大きな変化、規範や価値観の転換を理解・認識する力

¹ Society5.0時代に対応した教員養成を先導するフラッグシップ大学の在り方について（中間まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/082/sonota/1421812.htm

- ICT や先端技術を効果的に活用し、問題発見・解決型の学習活動を展開、支援する力
- それらの技術を活用し、子供たち一人一人に合った個別最適化された学びの在り方を構想する力
- 多様な意見や学び合いを引き出し、コーディネートするコミュニケーション力、プレゼンテーション力
- 「チーム学校」²の考え方を踏まえ、他者と連携・協働し、組織的・計画的に教育の質の向上を図るマネジメント力
- 教育学をはじめとする関連分野の学問研究から生み出される新たな成果を積極的に学び、それらを教育現場での実践に生かし、その成果や課題を踏まえつつ、さらなる改善につなげていく力

などが一層重要になる。

こうした力は、教師の養成・研修を通じ、教職生活全体にわたって育成・充実を図っていくことが望まれる。

しかしながら、教師の養成・研修に大きな役割を担っている教員養成大学・学部等の現状としては、これまでも様々な努力がなされ、優れた取組も創出されているが、それらは現在の制度や人的・物的条件、予算等の制約の中での取組であり、教員養成の在り方自体を変革するようなものにはなっていない。

大学の体制としても、学校現場の現状、ニーズに即した先端技術の活用等について指導できる教師の確保、教育委員会、教育関係の研究機関等やNPO、企業等との連携・協働、教育現場が期待する新たな教育課題やニーズに適時・的確に対応し得る機動的な教員養成・研修の深化、またそれを超えた先導的な試行等を十分に行えるだけの体制・状況とはなっていない。

「指定教員養成大学」（仮称）の構想は、このような現状から踏み出し、Society5.0 時代にふさわしい教員育成の在り方自体を変革していくための牽引役となる大学を創出する必要があるとの危機感から提言されたものである。

² チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成27年12月21日 中央教育審議会）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm

4 「指定教員養成大学」(仮称) の役割

「指定教員養成大学」(仮称) は、次のような役割を果たすことが期待される。

(1) 我が国の教員養成を新たな次元へと変革する牽引役^{けんいん}

Society5.0 に象徴される新たな社会の到来を見据え、教育学をはじめ関連分野の学問研究の成果を生かし、教育現場、教育行政、教育関係研究機関や NPO、企業等とも緊密に連携しつつ、教員養成の理想像を探求し、新しいプログラムを研究・開発するとともに、先導的・革新的な取組を行い、その成果を他の教員養成大学・学部等に展開していくための牽引役となること。

さらに、こうした取組を教員養成だけでなく現職教員の研修にも活用し、教員研修を新たな次元に引き上げる先導的・革新的な役割をも担うこと。

(2) 我が国の教員養成ネットワークの中核

上述の先導的・革新的な取組の成果を他大学に展開するための教員養成大学・学部、教員養成課程認定大学間のネットワークの中核的な役割を担うこと。そのためにも、教員養成のためのコア・カリキュラムや評価基準の開発等への積極的な参画を含め、関係大学間の連携協力や、これらの大学と教育委員会等をはじめとする様々な教育関係機関とのネットワークの中核となること。

(3) 学校教育の課題解決への寄与、政策提言の機能

新学習指導要領の実施、特別支援教育、日本語指導を必要とする児童生徒への教育、Society5.0 時代に対応した ICT の効果的な利活用等、我が国の教育が直面する様々な課題を解決するための理論と実践に裏付けられた対応策の提示・支援、さらには教育や教員養成の近未来像の描出、研究成果に基づく政策提言等を行うこと。

「指定教員養成大学」(仮称) は、眞にこのような役割・機能を果たすことが見込まれるごく少数の拠点大学に限定して選定を行うべきものである。

5 「指定教員養成大学」（仮称）の選定等

（1）公募・選定

教員育成の変革を先導する「指定教員養成大学」（仮称）が期待される役割・機能を果たすためには、何より大学自身の主体的な取組への意欲、使命感、高度な教育研究力、実績、大学全体として責任をもって組織的・継続的に取り組める体制、それらに裏付けられた実現可能性の高い計画の策定等が不可欠の前提となる。

したがって、文部科学省において必要な要件を明示した上で希望する大学を募り、上述の諸点等について専門家（例えば教員養成部会の下に設置する専門家で構成される委員会）による厳正な評価を行い、^{しん}真に成果の見込まれるごく少数の拠点大学に絞って選定（例えば文部科学大臣による指定）を行うことが考えられる。

なお、選定の期間としては、対象大学が計画的に取り組むことができるよう、例えば5～6年間程度とすることが考えられる。ただしその場合でも、取組の進捗状況等により、選定の解除や計画期間の変更、計画内容の大幅な見直し等もあり得るものとすべきである。

当面、令和3年度からの取組の開始を想定し、令和2年度中に初回の公募・選定を行うことが望ましいと考える。なお、必要な条件を満たす大学等がない場合には無理に選定を行うべきでなく、また公募は1回限りでなく全体の状況を勘案しつつ複数回行う余地も残しておくべきである。

（2）要件

「指定教員養成大学」（仮称）に必要な要件としては、例えば以下のような点が考えられる。文部科学省において事業化を行う際には、これらの視点を踏まえ応募要件の設定等を行うことを期待する。

〈全学体制〉

- 教員養成から学校現場での実践（研究開発から実装）までを通じた一体的な取組、検証を行うため、教員養成を主たる目的とする学部又は学科、教職大学院、附属学校（又はこれに準ずる連携協力校。以下同じ。）を全て備えていること。

- 教職課程に関わる全学部・学科、教職大学院、附属学校が参画し、学長のリーダーシップの下に、全学で一体的かつ継続的に取り組むガバナンスやマネジメントの体制が構築されていること。
- 「指定教員養成大学」（仮称）として先導的・革新的な取組を行う上で中核となる教職員や、その支援、評価、質保証を行うことのできる優れたスタッフを有する（又は確実に確保できる見込みが立っている）など、必要な組織体制が備わっていること。

〈教員養成の実績、体制〉

- 教員養成において、特に優れた実績を有していること（例：教員としての就職状況、課程認定免許種数、障害を有する学生の受け入れ状況、コア・カリキュラム等の質保証の仕組みや新たな指導方法・教材の開発、海外留学・研修の取組、「主体的・対話的で深い学び」、教育におけるICTの活用、通常学級における学習障害等のある児童生徒への配慮等を含む特別支援教育、不登校、いじめ、児童虐待、STEAM教育、小学校英語やプログラミング教育、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等の現代的教育課題への取組の実績、競争的事業や大学独自の取組における顕著な実績、特に先導的・革新的な取組への姿勢、教員養成に当たる指導体制の充実状況等）。

〈教育研究力〉

- 教員養成・研修及びこれに密接に関連する分野において、特に高い教育研究力と優れた実績を有していること（例：教員養成に当たる教員（学部・学科、教職大学院）の教育研究実績、第三者からの評価、自大学の教員以外の者の教育研究活動への参画状況、遠隔・オンライン教育、STEAM教育、教育ビッグデータの活用、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）等に関する分野での研究実績等）。
- 先端技術、科学的知見、外部人材等を効果的に活用した創造的、革新的、挑戦的な今後の教員養成の在り方に関する研究開発計画や構想を有していること（例：上述の研究実績例に加え、ICT活用指導力の育成、協働学習支援ツール、SINET（学術通信ネットワーク）等の効果的な活用、またこれらを駆使した教育実習・地域連携等のリニューアル等）。

〈多様な関係機関との連携・協働〉

- 国内外の大学や研究機関、教育委員会、NPO、企業等との連携に積極的に取り組んでおり、顕著な実績を有していること（例：国内外の大学との単位互換や共同プロジェクトの実績、地域や大学間のプラットフォームへの参画、地方自治体（教育委員会、首長部局）、NPO や企業等との連携・協働による取組の実績、実務家教員やゲストティーチャーの活用状況、寄附講座数等）。
- 文部科学省、国立教育政策研究所、教職員支援機構等との連携に積極的であり、その実績を有していること。

〈教育環境と財政基盤〉

- 未来の教室を先取りした学習環境の整備に自ら意欲的に取り組んでいること（例：最新のテクノロジーに対応したラボや教室の設置、遠隔教育や VR などを円滑に実施できる ICT 機器・設備の整備、教育ビッグデータの管理運用システムの教育委員会との共同構築等）。
- 財政基盤充実のための取組に意欲的であり、その実績と計画を有していること（例：外部資金の獲得実績、ファンドレイザーの配置、財政状況及び今後の見通し等）。

〈大学教員育成戦略〉

- 多様なバックグラウンドを持つ者、実践と研究を融合できる者、協働して分野横断的な研究ができる者等を大学教員として積極的に養成・採用した実績があり、またそれを可能とする具体的な制度・計画を有していること。
- 人的資源を効果的に育成・活用するための大学教員等向けの具体的な研修計画やキャリア形成支援制度を有しており、またその実績があること。

〈現職研修〉

- 教育委員会と積極的かつ緊密に連携した現職研修等を行っており、その実績と計画を有していること（例：初任者研修、年次研修、中堅研修、管理職研修、免許状更新講習、教職大学院における多様な現職教員向けコースの設置、これらの研修における先端技術の活用等）。

〈教職を志す社会人対象のプログラムの実施等〉

- 多様なバックグラウンドを持つ社会人を教職に積極的に招き入れるプログラム等の実績又は計画を有していること。

〈附属学校〉

- 附属学校全体として、大学の統一的な考え方の下に、大学と有機的なつながりをもって教育研究が展開され、管理・運営されていること。
- 附属学校として、我が国の教育課題に対応した顕著な教育研究実績と今後の挑戦的な計画や構想を有していること（例：上述の〈教育研究力〉で示した内容の学校現場での実証、先端技術を活用したカリキュラムや授業の改革、働き方改革、経験知や暗黙知の可視化、校務支援システムの先端的な活用、教育委員会と連携した特別免許状等を活用した多様な人材活用計画等）。

〈成果等の普遍化、発信、共有〉

- 「指定教員養成大学」（仮称）に選定された場合に、その取組の成果や課題を評価、分析し、他の大学や教育現場でも活用できるものに普遍化するとともに、その情報を速やかに発信し、関係機関等と共有して、全国各地での実践、展開につなげることのできる能力、体制を備えていること。また、特に優れた教育研究力を生かし、国等に対し政策提言を行うことのできる分析力、発信力を備えていること。

〈他大学と連携した取組の条件〉

- なお、「指定教員養成大学」（仮称）は、大学間連携（例：一法人複数大学、大学等連携推進法人（仮称）の活用）について先導的な挑戦、試行をしようとする場合には、他大学との連携又は複数大学による共同の取組を対象として認めることもあり得るものとする。

（3）評価

「指定教員養成大学」（仮称）に選定され取組を開始した後においても、継続的に取組の進捗状況を点検・評価し、その成果や状況等により、必要に応じ計画の見直し等を行う仕組みが必要である。

その際には、（1）に挙げた専門家による委員会等がその機能を担うことが適切である。

6 国（文部科学省）として行うべき条件整備、支援等

（1）制度面・予算面での支援

「指定教員養成大学」（仮称）の主たる目的は、『4 「指定教員養成大学」（仮称）の役割』に示したように、我が国の教員養成・研修の変革を先導することである。

このような役割・機能を存分に発揮できるようにするため、「指定教員養成大学」（仮称）が、既存の仕組みに縛られることなく先導的・革新的な取組に挑むことができるよう、特例的な扱いを可能とする必要があり、国はそのための制度の整備（教職課程の認定に関する規制の緩和や運用の弾力化等）を行うべきである。

また、先導的・革新的な取組を大胆かつ計画的・継続的に実施できるよう、予算面での継続的な支援も必要である。

（2）他大学、教育委員会、学校現場を含む環境の整備

「指定教員養成大学」（仮称）における取組の成果を速やかに他の大学や学校現場での実践に生かせるように関係者間で共有するためには、「指定教員養成大学」（仮称）以外の教員養成大学・学部や学校における情報通信環境を整備する必要もあり、国にはそのための財政支援等も要請したい。

また、「指定教員養成大学」（仮称）における先導的・革新的な取組を効果的に行う上で、教育委員会や公私立学校の積極的な協力（大学、教職大学院、附属学校への現職教員の派遣等）も期待されるところであり、国から各教育委員会等への協力要請等も考慮されたい。

（以上）